二　第八条第一項の表租税特別措置法施行規則の項の改正規定（

第十八条の十三の七第五項第六号	及び
第十八条の十五の十一第二項第九号イ	所得税の額、
第十八条の十五の十一第二項第九号ロ	所得税の額

を

及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに	及び
及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

に改める部分に限る。）　令和六年一月一日

○財務省令第二十九号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百二十七号）の施行に伴い、並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第六条の二第六項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）第四条の二第三項、第六項から第九項まで、第十五項、第十七項、第十九項及び第二十三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「特別控除」の下に「に係る既存住宅の取得後の居住の用に供する期限等」を加え、同条第一項第二号及び第二項各号中「特例増改築等」を「特定増改築等」に改め、同条第四項中「第十四項」の下に「並びに次条」を加え、同条第五項中「第十五項」の下に「並びに次条」を加え、「（同条第十三項」を「（同法第四十一条第十三項」に改め、同条第十一項第一号中「第十五項」の下に「並びに次条」を加え、「同条第五項」を「法第六条第五項」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例）

第四条の二　令第四条の二第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた家屋は第一号に掲げる家屋とし、同項に規定する財務省令で定めるところにより確認を受けた家屋は第二号に掲げる家屋とする。

一　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するものであること及び耐震基準（法第六条の二第四項に規定する耐震基準をいう。イ、次号及び第七項において同じ。）又は経過年数基準（法第六条の二第四項に規定する経過年数基準をいう。ロ及び次号において同じ。）に適合するものであることにつき、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類により証明がされたもの

イ　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するもの及び耐震基準に適合するものである場合　登記事項証明書（当該家屋が当該各号のいずれかに該当するものであることが当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号のいずれかに該当するものであることを明らかにする書類（次号イにおいて「床面積要件疎明書類」という。）及び当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める耐震基準に適合する家屋である旨を証する書類（次号イにおいて「耐震基準に適合する旨を証する書類」という。）

ロ　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するもの及び経過年数基準に適合するものである場合　イに規定する登記事項証明書

二　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するものであること及び耐震基準又は経過年数基準に適合するものであることにつき、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める情報及び書類により税務署長の確認を受けたもの

イ　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するもの及び耐震基準に適合するものである場合　法第六条の二第四項の規定による同条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定による控除を受けようとする者が提出をした書類に記載がされた当該家屋に係る不動産識別事項等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表の第二号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項をいう。ロにおいて同じ。）により税務署長が入手し、又は参照した当該家屋の登記事項証明書に係る情報（当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するものであることが当該登記事項証明書に係る情報によって明らかでないときは、当該登記事項証明書に係る情報及びその者が提出をした床面積要件疎明書類）及びその者が提出をした耐震基準に適合する旨を証する書類

ロ　当該家屋が令第四条の二第二項各号のいずれかに該当するもの及び経過年数基準に適合するものである場合　法第六条の二第四項の規定による同条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定による控除を受けようとする者が提出をした書類に記載がされた当該家屋に係る不動産識別事項等により税務署長が入手し、又は参照した当該家屋のイに規定する登記事項証明書に係る情報